

農山漁村宿泊体験・交流地域づくり 支援事業補助金

補助対象事業
令和8年2月28日までに
完了する事業
※補助申請額が予算額に
達し次第、募集終了

特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に
地域資源を活用したコンテンツづくりやこれらを結び付けた
魅力ある滞在エリアの創造に取り組む皆様を支援します！
※詳しくは交付要綱をご確認ください

農山漁村宿泊体験・交流施設 整備事業（ハード事業向け）

<補助対象経費>

- ①民泊施設の内装・外装の改修等
- ②浴室等水回りの改修、宿泊者用寝室の畳の張替等

補助金上限額：① 100万円(県)
民泊推進協議会の会員は200万円(県)
② 30万円(県)
(補助率：県1/3市町村1/6以上)

※市町村から補助金を受けることが条件です。市町村を通して申請してください。

■補助金を利用できる方

- 宿泊事業者
農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する民泊等施設を新規に開業する者及び既に開業している者
※「民泊等施設」住宅の一部又は遊休施設を活用して宿泊の用に供する施設のうち、もっぱら観光客等のために家主居住型で宿泊を提供する施設
- 民泊推進協議会
鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む）で構成される連携事業者
- 市町村

農山漁村宿泊体験・交流メニュー づくり事業（ソフト事業向け）

<補助対象経費>

【宿泊事業者向けメニュー】
商品、サービス等の企画・開発／ホームページ・パンフレット等／許認可申請／火災報知設備設置等

補助金上限額：50万円
(補助率：県2/3)

【民泊推進協議会向けメニュー】
おもてなし向上の取組／エリア内滞在時間を増やす取組／受入家庭の掘り起こし／品質評価経費等

補助金上限額：60万円
7者以上で構成される場合は100万円
(補助率：県2/3)

お試し体験受入事業

<補助対象経費>

消耗品費、使用料・賃借料、
食材費、通信運搬費、委託
費、旅費、謝金、研修参加
費、通訳料・翻訳料、外国
語案内ツール作成経費等

補助金上限額：15万円
(補助率：県1/2)

■手続きの流れ



【申込み・問合せ先】

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話：0857-26-7961 ファクシミリ：0857-26-8107
E-mail：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm>
※交付要綱・様式は上記ホームページからダウンロードできます。

